

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「処分庁」という。）が「開示請求者に係る平成25年度給与改定交渉 副市長提示説明 記録（概要）」を不訂正とした決定は、妥当である。

第2 訂正請求に係る保有個人情報並びに訂正請求及び決定の内容

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容

平成25年度給与改定交渉 副市長提示説明 記録（概要）（以下「本件保有個人情報」という。）

2 訂正請求の内容

本件保有個人情報の8ページ目の下から2行目、総務局長発言の「特異な方」の部分の訂正を求めるもの

3 決定の内容

上記2の訂正請求に対し、平成28年8月9日付けで「当該保有個人情報は、組合交渉における発言を記録したものであり、本件請求内容からも訂正する理由が認められないため」との理由を付し、不訂正の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったもの

第3 審査請求の趣旨及び内容

1 組合交渉の発言内容の記録なので訂正できる。

2 本件保有個人情報である交渉記録は、再任用希望者について最大限の尊重をすることを確認した平成13年2月の労使確認を踏まえて行われたものであると思われる。

3 再任用不採用に係る一覧表によれば、再任用不採用者は、平成13年度から25年度までに4人であり、平成20年度の不採用者1人は、時期・人数からして審査請求人のことを指す。その他の3人は、「2人1組の組み合わせができない」、「健康状態を基に判断された」とされていることから、対象公文書の訂正を求めている箇所「特異な方」は、審査請求人のことを指摘したものである。

4 この「特異な方」という言葉は、非常に差別的、恣意的なものである。そして総務局長が、審査請求人の再任用不採用に関してそのような文言を用いるということは、審査請求人に係る再任用職員選考評定書にそのような記載がされている可能性がある。

5 市退職者会総会において、3年前の役員選挙時、立候補した審査請求人を紹介する際、会長が対象公文書における総務局長と同様に「特異な人」と述べ、その場で審査請求人以

外の者から「差別言葉に聞こえる、撤回を求める」旨の発言があり、会長は発言を撤回した事実があった。この時、審査請求人は精神的なショックを受けた。

6 開示された再任用不採用者一覧表において審査請求人の「職」が「主査」と記録されている。これは開示を争った鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会に提出された書類でも同じである。にもかかわらず、その後、一覧表の原本は退職時の正しい職名「臨床検査技師」に改ざんされている。これは虚偽公文書作成に当たる。

7 「特異な人」と言われた身になって考えてもらいたい。審査請求人は再任用もされず、また、その理由も明らかにされないまま、一方で、市側は、勝手な発言をし、偽造の公文書を作成している。「いじめ」「差別」が考えられる。

第4 審査請求に対する処分庁の説明要旨

審査請求人は、本件保有個人情報のうち、総務局長が発言した「特異な方」の部分が非常に差別的なものであり、「特異な方」を差別して不採用の理由にしているのはおかしいとの理由で訂正を求めている。

しかし、給与改定交渉における提示説明の記録は、組合交渉での発言を記録したものであって、誤った記載はみられないほか、審査請求人は訂正すべき根拠を何ら示していない。

以上のことから、本件保有個人情報に係る不訂正決定処分は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 保有個人情報訂正請求の制度について

保有個人情報の訂正請求は、鹿児島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第27条に基づき、個人情報の開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに、その訂正を請求できる制度である。

訂正請求の対象となる個人情報は、事実に関する情報であり、住所、氏名、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の何人でも客観的な正誤の判定が容易にできるものとされ、個人に対する評価、判断、意見等（以下「評価等」という。）のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象とはならないものと解される。

評価等に関する情報の訂正を求めることは、行政判断に対する意見の表明であって、条例上の訂正請求とは異なるものであるが、一見、評価等に関する情報と思われるものであっても、事実に関する情報が含まれる場合も考えられ、いずれの情報に当たるかに

については、当該情報が記載されている公文書の中で個別に判断する必要がある。

また、「保有個人情報の内容が事実でない」とは、当該内容が、公的記録又はこれに準じる手段によって明らかにできる事実と一致しない場合と解される。

したがって、訂正請求に際しては、訂正を求める箇所を特定し、当該部分をどう訂正するのかを記載した訂正請求書とともに、当該訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類等の提示又は提出が必要である。

以上のことを踏まえ、本件諮問案件について検討する。

(2) 本件諮問案件について

ア 審査請求人の訂正請求の対象は、本件保有個人情報の中で総務局長が発言した「特異な方」と発言した部分（以下「本件発言部分」という。）であり、本件発言部分は、審査請求人のことを指すものであり、差別的なものであるとして訂正を求めたものである。

イ 上記(1)で述べたとおり、訂正請求の対象は、客観的な正誤の判定が容易にできる事実に関する情報に限られることから、本件発言部分が訂正請求の対象となるかについて検討する。

ウ 審査会が、本件発言部分を記録している本件保有個人情報を検分したところ、労使交渉における双方の発言内容を記録したものであると認められる。そうすると、本件発言部分は、交渉時における「発言者の見解」であって、評価等に関する情報に該当するものであるため、訂正請求の対象とはならないものといえる。

エ 一方で、本件発言部分が無かった、又は別の発言であったとする疎明資料等により客観的な正誤が明らかとなれば、事実に関する情報として訂正の対象となりうるため、これらの点も考慮の上、本件処分の妥当性を検討する。

オ 審査会が、審査請求人から提出された訂正請求書、審査請求書、反論書等を検分した限りにおいては、本件発言部分について、客観的な正誤が明らかとなる疎明資料は見い出せず、さらに、審査請求人の口頭意見陳述を聴取したところにおいても、本件発言部分について、その発言があったとする事実自体を積極的に争っていない。

以上のことから、条例上、本件発言部分を訂正すべき理由はないものと言わざるを得ない。

カ なお、審査請求人は、本件発言部分が差別的なものであることから訂正を求める、として各種の主張をするが、このことは、条例に定める訂正請求の制度趣旨と異なるものであり、いずれも理由に当たらない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成28年10月18日	審査庁から諮問を受けた（処分庁からの弁明書及び審査請求人からの反論書添付）。
平成28年10月19日	審査請求人に対し、口頭意見陳述申立書の提出を依頼した。
平成28年10月21日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理した。
平成28年11月7日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成28年11月29日 (第2回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った（審査請求人から意見を聴取した）。